

平成22年5月17日

登別市長 小笠原 春一 様

登別市市民自治推進委員会
会長 田中 寛 志



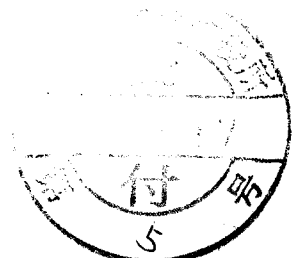
(仮称)ふるさとのほりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)
について

登別市市民自治推進委員会第5部会より、景観・緑化条例「(仮称)ふるさとのほりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)」についての素案が作成されました。

運営委員会において協議した結果、別紙のとおり、登別市市民自治推進委員会の提言として提出します。

記

1. 景観・緑化条例策定についての考え方 別紙1
2. (仮称)ふるさとのほりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案) 別紙2



景観・緑化条例策定についての考え方

理念：都市計画マスタープラン、景観形成基本計画、みどり基本計画
登別自然遺産（案） （別紙要約）

条例（案）役割

上記の理念を具現化するもの。

- ・今あるものを守るために規制できる条例
（一度壊されたものは再生できない）
- ・まちの活性化につながる条例
- ・市民の意識醸成のできるもの
- ・地区毎の特色に対応できるもの
- ・登別の景観・緑化の文化を創る

守る。活かす。育む。改善する。

注意点：規制することにより景観緑化の自由度や個人への配慮が必要

その他意見としてでたもの

- ・具体的な表現でわかりやすく行動しやすいもの
- ・市民の行動・生活にもとづいた条例
- ・市民意識が責任を持って行動できる条例
- ・褒賞等奨励制度
- ・保全と開発のバランスがとれた条例
- ・継続的に機能する条例でありそのチェックをする組織が必要
- ・より具現化するための実行計画作成の必要性やルールの必要性
- ・審議する組織と推進する組織の必要性
- ・将来を担う子供達に伝え育てていく必要性

これらのことをふまえながら、段階的に細部の議論がなされ
最終的には、条例としての文章表現の案となりました。

今後条例が完成されるまでに、尊重して欲しいものは
理念であるそれぞれのプランはもとより、完成する条例がその実行に向けた
力強い後ろ盾になる存在であるということ、そして今回の条例案に盛り込ま
れているそれぞれの意志や素材、そしてプロジェクトチームで出された意見
を大切にしていただければと思います。

景観形成基本計画

「山辺、川辺、海辺などを身近に感じられる景観づくり」

- ・自然を守り育てる
- ・自然をひきたてる。
- ・自然と調和するまちをつくる。

「訪れる人々にも癒しと感動を与える景観づくり」

- ・まちのイメージを高める。
- ・歩いて楽しい個性有るまちに整える。
- ・新たなまちの魅力をつくり広げる。

「みんなですすめる景観づくり」

- ・景観づくりの意識を育む
- ・みんなでルールを定める。
- ・美しいまちをみんなで作る。

みどり基本計画 「緑地の保全と緑化推進」

- (1) まちをふちどる山辺のみどりを守る
- (2) みどりをつなぐ川辺をつくる
- (3) 特色有る海辺のみどりを守り育てる。
- (4) みどりが広がるまちをつくる
- (5) 登別のみどりをみんなで支える。

登別自然遺産【案】

登別自然遺産とは：先人達により守り、育てられてきた、登別の豊かな自然の中から、登別市独自の視点と市民参加で選ぶ、次世代に引き継ぎたい、かけがいのない財産。

【目的】

～登別の豊かな自然を守り、育て、後世に伝えていく～

登別市民一人一人が、登別の優れた自然を大切に【守り・育て・高め】後世まで自然と共生していく魅力を持った『まち』の創造。

- 1) 過去から引き継いだ自然の保全と回復
- 2) 現在存在する優れた自然の掘り起こしと、価値への目覚め。
- 3) 未来への自然環境の創造
- 4) 自然の保全と活用を通じて、人づくり・地域づくり・地域の活性を進める。

(自然環境の保全・心の育成・地域愛の継承)

【特性】

- 1) 豊かな自然の掘り起こしを、市民参加により行なうことで、その価値を広く認識(共有)することが出来る。
- 2) 市民参加による、自然の掘り起こしは、必然的に自然保全に対する意識の高揚となる
- 3) 豊かな自然を市民共同で育てることにより、後世へ、より魅力ある『まち』を継承できる。

(仮称)ふるさとのほりべつ 癒しの景観・みどりづくり条例(案)

前文 少子高齢化、大都市への人口集中等という問題を抱えるなか、地方の都市であるのほりべつは、そこに住む人々、訪れる人がまちに個性ある魅力を感じ、また心の安らぎを感じるようなまちづくりの必要性に迫られています。

そして、すでに私たちの財産としてある豊かな自然、景観、みどりを持っているのほりべつに住む私たちは、次代を担う子供たちに、より良いかたちでこのまちを引き渡していく必要があります。

そのためには、守るべきものは守り、活かすべきものは活かし、育むべきものは育み、また改めるものは改めながら、あらたなまちを創造し、まちに関わるすべての人々がその実現に向けて努力していく必要があります。

この条例は、それらを踏まえのほりべつの景観・みどりの文化の醸成に向けての取組むべき決まりや目指すべき方向を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、のほりべつの景観・みどり文化の醸成をはかるために

- ・市民等の意識啓発
- ・次代を担う子供たちへの教育
- ・景観・みどりの改善
- ・景観・みどりの保全、活用、育成

等の課題に取り組んでいき、次代を担う子供たちにより良いかたちで、まちを引き渡すことを目的とする。

(アクションプランの達成)

第2条 この条例は、登別市都市計画マスタープラン、登別市景観形成基本計画及び登別しみどりの基本計画(以下、「アクションプラン」という。)の中の方針を達成させるためのルールである。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 登別市に住所を有する者、若しくは市内に通勤する者又は通学する者をいう
- (2) 土地等の所有者等 市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物等を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう
- (3) 事業者等 事業主、設計者、施行者等をいう
- (4) 市民等 市民、土地等の所有者等及び事業者等をいう
- (5) 登別市都市計画マスタープラン 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定められた、市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう

- (6) 登別市景観形成基本計画 登別市総合計画の主要施策である「美しい都市景観の創造」を効果的に進めるための指針として、また実現のために必要な総合的な方策を示した基本計画をいう
- (7) 登別市みどりの基本計画 都市緑地法第 4 条に基づき定められた、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいう
- (8) 建築物等 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう
- (9) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう

(対象)

第 4 条 この条例は、登別市民を主体として登別に関わる全ての人を対象とする。また、登別市域の全域を対象とする。

(財産権の尊重)

第 5 条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重しなければならない。

(他条例等との連携)

第 6 条 この条例の運用にあたっては、関係する法律、条例その他規則等を遵守するとともに、他条例等の求める趣旨が効果的に反映されるよう連携しなければならない。

第 2 章 登別市景観・みどり審議会等

(審議会の設置)

第 7 条 市長の附属機関として、登別市景観・みどり審議会(以下、「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、景観・自然遺産、市域の景観形成及び緑化の推進に関する重要な事項でこの条例に定めるもの、その他市民等からの意見を聴き市長が必要と認める事項について調査し、及び審議するものとする。

(組織等)

第 8 条 審議会は、委員 1 2 名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 景観緑化推進組織の構成員

(3) 市民からの公募者

(4) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進組織の設置)

第 9 条 市長は、良好な景観形成及び緑化の推進活動を行うための景観緑化推進組織を

置くことができる。

- 2 景観緑化推進組織は、市長が認定した個人及び団体で構成するものとする。
- 3 景観緑化推進組織は、この条例で定める事項、その他規則で定める事項について調査・研究し、市長に提言することができる。
- 4 景観緑化推進組織は、市民等とともに、景観プラン及び緑化プランに定める推進活動に努めるものとする。
- 5 推進組織の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 貴重な自然景観等の保全・育成

第1節 景観・自然遺産等の認定等

(景観・自然遺産の認定)

第10条 市長は、アクションプランの方針の達成のため、貴重な自然的若しくは人工的な景観資源を登別市景観・自然遺産(以下、「景観・自然遺産」という。)として、別に定める基準により認定することができる。

- 2 市民等は、市長に対して景観・自然遺産の認定を求めることができる。
- 3 景観保全推進組織は、景観・自然遺産の指定について市長に提言することができる。
- 4 市長は、景観・自然遺産の認定をするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第1項の認定基準を定めるときは、景観緑化推進組織と協議し審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、景観・自然遺産を認定したときは、公表しなければならない。

(モデル地区の指定)

第11条 市長は、景観緑化推進活動の重点地区として、景観モデル地区や緑化モデル地区(以下、「モデル地区」という。)を別に定める基準により指定することができる。

- 2 市民等は、市長に対してモデル地区の指定を求めることができる。
- 3 景観緑化推進組織は、モデル地区の指定について市長に提言することができる。
- 4 市長は、モデル地区の指定をとときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、前項の指定基準を定めるときは、景観推進組織と協議し審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、景観・自然遺産を認定したときは、公表しなければならない。

(眺望ポイントの指定)

第12条 市長は、景観資源の活用を図るため、景観・自然遺産を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして別に定める基準により指定することができる。

- 2 景観推進組織は、眺望ポイントの指定について市長に提言することができる。
- 3 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、景観保全推進組織と協議しなければならない。
- 4 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければならない。

(保護樹の指定)

第13条 市長は、歴史的由緒ある樹林やランドマークとなるような景観上優れている

樹木の保全のために、別に定める基準により保護樹の指定をすることができる。

- 2 緑化推進組織は、保護樹の指定について市長に提言することができる。
- 3 市長は、第1項の指定基準を定めるときは、緑化推進組織と協議しなければならない。
- 4 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければならない。

第2節 保全・育成のための措置

(保全・育成プランの策定)

第14条 市長は、景観・自然遺産を保全又は育成するための実施計画(以下、「保全・育成プラン」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、保全・育成プランの作成にあたっては、当該地区住民等と協議するとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

(景観プランの策定)

第15条 市長は、景観保全推進組織の提言を受け、景観形成の具体的な推進活動を行うためのアクションプランに基づいた実施計画(以下、「景観プラン」という。)を定めなければならない。

(緑化プラン)

第16条 市長は、緑化推進組織の提言を受け、具体的な緑化推進活動を行うためのアクションプランに基づいた実施計画(以下、「緑化プラン」という。)を定めなければならない。

(保全等の措置)

第17条 市長は、次に掲げる目的を達成させるために、必要な措置を執らなければならない。

- (1) 景観・自然遺産の保全又は育成
- (2) 眺望ゾーンの確保
- (3) 保護樹の保全
- (4) モデル地区の保全・育成又は整備・改善等
- (5) 景観緑化推進組織と連携した、景観プラン及び緑化プランの推進

第3節 全ての人が責任を持つ

(市民等の責務)

第18条 市民等は、それぞれが住む地域あるいは事業活動を行っている地域の景観保全や緑化推進の実践に努めなければならない。

- 2 市民等は、景観プランを遵守するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、緑化プランに定められる事業等の参加・協力に努めなければならない。
- 4 土地等の所有者等は、この条例の目的に適合するように、その財産の管理を適切に行うよう努めなければならない。

(公共施設の先導的实施)

第19条 市長は、道路、公園、建築物その他の公共施設の新設や改修(以下、「公共施設の整備」という。)をするときは、景観の形成及び緑化の推進について先導的に

取り組まなければならない。

2 市長は、公共施設の整備を行う場合は、あらかじめ審議会に景観及び緑化に関しての意見を聴かなければならない。

3 市長は、審議会の意見を尊重し、整備計画に反映するよう努めなければならない。
(地区計画の活用)

第20条 市長は、景観・自然遺産地区以外の市街地において、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めるため、都市計画法に基づいた地区計画の活用の推進に努めなければならない。

(緑地協定等の活用)

第21条 市長は、緑豊かな市街地の形成を図るため、都市緑地法に基づいた緑地協定及び市民緑地の指定の活用の推進に努めなければならない。

(啓蒙活動)

第22条 市長は、次代を担う子供たちに向けて、景観づくり及び緑化推進の啓蒙に努めなければならない。

(情報の発信)

第23条 市長は、市民等及び市域を訪れる人々に対して、景観づくり及び緑化推進に関する情報の発信に努めなければならない。

2 市長は、観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合には、積極的にその情報の発信に努めなければならない。

(国等が行う事業)

第24条 市長は、国若しくはその他の地方公共団体が行う事業(以下、「国等が行う事業」という。)について、協議若しくは意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答するよう努めなければならない。

第4章 行為の制限

第1節 景観・自然遺産区域内での行為

(行為等の届出)

第25条 景観・自然遺産区域内において、次の各号に掲げる行為(以下、「行為等」という。)をしようとする者は、行為等の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日、その他規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。

(1) 建築物等の新築、改築、移転、除却又は外観の修繕、色彩の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における物品等の堆積

(4) 屋外広告物の掲示

(5) 土石類の採取

(6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(7) その他規則で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届け出た行為等を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項から第3項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。

(届出審査)

第26条 市長は、届出者に対して、別に定める届出審査基準に基づき審査した結果について、適合又は不適合の通知をしなければならない。

- 2 市長は、規則で定める規模以上の行為等に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(助言、指導又は勧告)

第27条 市長は、第29条第1項の不適合の通知をする場合は、届出者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

第2節 モデル地区等の区域内等での行為

(モデル地区内での行為等)

第28条 モデル地区内において規則で定める行為等を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。

- 2 市長は、景観モデル地区内の規則で定める廃屋、屋外広告物、空き地及び堆積物等が、当該地区内の景観を阻害していると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、整備・改善等の措置を執るよう要請することができる。

(眺望ゾーンでの行為)

第29条 自然・景観遺産を眺望する眺望ポイントから眺望に影響を与える区域(以下、「眺望ゾーン」という。)内において規則で定める行為等を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。

(保護樹の保全・移植等)

第30条 保護樹に対して規則で定める行為を行う者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。

第3節 大規模建築物等の行為等

(行為の届出)

第31条 景観・自然遺産区域、モデル地区及び眺望ゾーン以外の市域において、大規模な建築物等及び広告物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは外観の色彩の変更、その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、国等が行う事業はこの限りではない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定による届出をした者は、当該届け出た行為を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(

(届出審査)

第32条 市長は、届出者に対して、別に定める届出審査基準に基づき審査した結果について、適合又は不適合の通知をしなければならない。

2 市長は、規則で定める規模以上の行為に対する審査には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の審査基準を定める時は、審議会の意見を聴かなければならない。
(助言、指導又は勧告)

第33条 市長は、第41条第1項の不適合の通知をする場合は、届出者に対し、必要な措置を講じるよう助言、指導又は勧告することができる。

第5章 活動支援等

第1節 推進組織への支援

(景観緑化推進組織への支援)

第34条 市長は、景観緑化推進組織に対して、技術的助言等の必要な支援を行うものとする。

第2節 活動等の奨励

(景観・緑化推進の奨励)

第35条 市長は、優れた景観推進活動又は優れた緑化活動を行っている個人、団体等に対して、別に定める基準により、予算の範囲内で褒賞等の奨励を行うことができる。

2 市長は、個人、団体等の選出にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観賞等)

第36条 市長は、景観形成に寄与していると認められる優れた建築物等、屋外広告物その他の物件について、別に定める基準により、その所有者、事業主等を予算の範囲内で表彰することができる。

2 市長は、表彰にあたって、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(奨励団体等の推薦)

第37条 景観緑化推進組織は、第35条及び第36条の個人、団体等の推薦を市長にすることができる。

第3節 市民の参画

(市民参画の推進)

第38条 市長は、アクションプランの方針の達成のため策定する景観プラン及び緑化プランの実現のため、市民が積極的に参画できるよう必要な措置を講じなければならない。

2 景観緑化推進組織は、市長にその具体策を提言することができる。

(提案制度)

第39条 市民等は、市長に対して、この条例及びアクションプランの改正について、提案することができる。

2 市民等は、景観緑化推進組織に対して、景観プラン又は緑化プランの改正について

提案することができる。

- 3 市長は、第1項の提案を受けた場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いて必要な措置を執らなければならない。

第6章 雑則

(委任)

- 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。